

平成29年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2017年（平成29年）9月11日（月）14：45～15：40	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 高橋 一隆 6 小林 修 7 久保 安治 8 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文 [欠席委員] 計（2名） 4 山千代重榮 7 横田 武 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 和泉農業振興地域整備計画の変更について 報告第1号 農地の使用貸借権の解約について 報告第2号 農地法第5条の規定による受理の取消について 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>ちょっと定刻を過ぎましたが、ただいまから平成29年9月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>（時節の挨拶）</p> <p>8月末の暑い中、農地パトロールへ参加、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>今回皆様にパトロールしていただきました農地は重点地区の農地になりますので、今回の重点地区を含め、その他の農地におかれましても各担当地区ごとに今回のパトロールを参考にいただき、年間を通じて調査ご尽力賜りますようお願いを申し上げます。それと今回のまとめにつきましては、まとまり次第事務局から報告をいただくということになっております。</p> <p>出席の報告について事務局からお願いいたします。</p> <p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員さんは12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員さんは、4番、山千代副会長、7番、横田委員でございます。</p>
会 長	
事務局	

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、井阪会長、議事進行、よろしくお願いいたします。

会 長

議事録署名人について。

本日の議事録署名人につきましては、久保安治委員、福本敏行委員、よろしくお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、議事に入らせていただきます。

レジュメの1ページをお開きいただきたいと思います。

9月委員会議事日程、議案第1号、第2号、第3号、報告第1号、第2号、第3号、第4号と御審議をいただくこととなります。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転1件に関する申請の御審議をいただきます。

番号1を事務局から説明を願います。

事務局

事務局の西川でございます。

まず、事務局の説明の前に、訂正がございますので、議案書の10ページ、報告第2号でございます。

農業委員会会長名なんですけれども、前会長になっておりますので、この分については現会長名ということで訂正のほうさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、事務局、説明願います。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は府中町五丁目で、地目は田、1筆、面積は774平方メートルのうち持ち分34分の7、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書の記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から1キロメートル、車で3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、権利取得後の耕作事業については、取得前と同様の方法で行うため、周辺の地域に支障を及ぼすことはありませんとのこと。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、申請者の双方に

確認したところ、意思確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局から説明と調査結果についての報告をいただきました。

これにつきまして御意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしのお声をいただきました。異議なしと認め、可決いたします。

続きまして、議案第2号、4ページをお開きください、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、賃貸借権設定2件に関する申請を別紙のとおり定めることについて御審議を賜ります。

番号1について事務局から説明を願います。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、福瀬町で、地目は畑、面積は47平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、道路など、恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えますので、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、譲受人は申請地の近隣で事務所があり、今現在の駐車場が狭小なため、申請地を転用し5台分の駐車場を設置するものです。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は畑作を行っている農地であり、申請者である譲受人及び譲渡人双方に確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可次第申請どおり転用しますとのことですが、周辺農地等への影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はありませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。

1番の案件について御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番の案件につきましては可決いたします。

続きまして、2番の黒石の件について事務局から説明を願います。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、黒石町で、地目は田、2筆、面積は合わせて392平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、被設定人は駐車場を管理経営する会社であり、中古車販売会社から20台分の要望を受け申請地を転用するものであります。申請地は被設定人の事務所から近く、管理面及び要望を受けた駐車場の規模から事業を達成するために申請地を選定したということでございます。

添付書類として隣接農地及び水利組合の同意書が添付されております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

申請地を確認しましたところ、隣接地からも了承を得ており、転用することにより影響がある農地や水路などはないと認められ、許可後速やかに申請内容どおりに転用し地目を変更するとのことで、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これにつきまして質問ございませんか。異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしと認め、2番について可決いたします。

続きまして、3番、府中町の物件について、事務局、説明を願います。

事務局

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、府中町で、地目は畑、面積は357平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾

向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は一般住宅で、被設定人は設定人の孫に当たり、設定人が高齢のため近隣に居住したいという希望があり、設定人の居宅の近隣である申請地で開発許可をとり転用するものです。

添付書類として隣接農地及び水利組合の同意書が添付されております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は畑であり、申請者である被設定人及び設定人に確認したところ、申請内容に間違いはないとのことで、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局からの説明が終わりました。

説明について御意見を賜ります。

(異議なしの声)

異議なしの御意見をいただきました。3番につきましても異議なしということで可決させていただきます。

次に、6ページに移ります。

議案第3号 和泉農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年9月26日農令第45号)第3条の2の規定に基づき、和泉市長より和泉農業振興地域整備計画の変更について諮問されましたので、農業委員会の意見を求めるという形で議案を出させていただきます。

この件につきましては、所轄の農林課より説明をいただきますので、農林課に入ってください。

農林課 失礼します。

会長 御苦労さまです。

それでは、議案第3号について農林課より説明を願います。

農林課 皆さん、どうもこんにちは。私、農林課の藤里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書6ページから7ページでございます。

議案第3号 和泉農業振興地域整備計画の変更につきまして御説明のほうさせていただきます。

農業振興地域整備計画におきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が定めるものでございまして、農用区域や農業生産基盤の整備、開発及び保全に関する事項等を定めることとなっております。

今回、観音寺町669番及び同所672番の2の農用区域につきまして、所有者

より、現在建設中の和泉市立病院における医療スタッフ用駐車場として利用するため、農用地区域からの除外申請があったことから、和泉農業振興地域整備計画の変更を上程させていただくものでございます。

本日、参考といたしまして位置図等を添付させていただいておりますが、その2ページが航空写真の詳細図でございます。すみません。こちらのほう、一部訂正ございます。こちら、病院全体の計画図でございます、病院に隣接してございます赤く着色している部分が本件農用地、除外の申請地でございます、茶色の枠縁の部分に矢印がついて、職員駐車場敷地というところで記載させていただいているんですが、こちらのほう、あくまでも職員駐車場の予定地でございます、訂正のほうさせていただきますものでございます。申しわけございませんでした。

そうしたら、説明のほう戻りまして、本件の土地明細でございますが、地番は、先ほど申し上げましたとおり、観音寺町の669番及び同所672の2でございます、面積は932平米と69平米で、合計1,001平米となっております。地目はどちらも田でございます。

農用地区域の除外に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律に規定されてございます5つの要件がございます、まず1つ目といたしましてはその除外要件の必要性及び代替性、2つ目といたしましては周辺農用地区域への影響、3つ目といたしましては農用地の利用集積への影響、4つ目といたしましては水路や農道といった土地改良施設用地の機能への影響、最後に5つ目といたしまして当該地における土地改良事業の有無、国庫補助金等の導入があるかないかの判断でございます。この5つの要件を全て満たす必要がございます。

本課におきましては、市立病院及び新病院計画室から副申もあわせてその検証を行いました結果、1つ目の要件でございます必要性及び代替性につきましては、和泉市立病院は災害時など緊急性を要する場合には速やかに医療スタッフが参集し、迅速な対応が求められるため、病院の隣接に確保する必要があり、また病院の規模から、スタッフの駐車場は250台以上必要とのことでございます。この要件を満たすのは申請地を含む一団のこの土地しかないと判断するものでございます。

2つ目の要件でございます周辺農用地区域への影響につきましては、申請地が農用地区域の端の部分に位置してございまして、また隣接する土地所有者全ての御承諾も得ているため、ほかの農用地等への支障はないものと考えてございます。

3つ目の要件である農用地の利用集積への影響につきましては、周辺認定農業者の経営改善計画を確認しました結果、農用地利用集積の意向がないことを確認してございます。

4つ目の要件である土地改良施設用地の機能への影響につきましては、地元水利組合様の御意見及び申請者から提出された排水計画により、水路等の農業用施設への影響がないことを確認してございます。

最後の要件である当該地における土地改良事業の有無につきましては、本件土地周辺において土地改良事業の実施はございません。

以上、法律で規定されている5つ全ての要件を満たしているため、申請地の農用地区域の除外はやむを得ないものであると判断したものでございます。

それでは、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長
農 林 課
会 長

どうも御苦勞さまでした。どうぞ着席してください。

すみません。失礼します。

ただいま議案3号について市農林課からの説明が終わりました。

この件につきましては、和泉市長よりの諮問ということでございまして、今までに例にないことでございました。つきましては、緊急ではございましたが、8日の日に特別委員会を開かせていただきまして、委員の皆さん、それから地元の大谷委員さん、そして隣接の推進委員さんの辻さん等にも御参加をいただいて、市からの説明をいただいたところでございます。まず、その中では、特別委員としてはこうであるよということに決めるには至っていないんでございますけれども、今回につきましてはそういうふうな特別委員会を開催して今日に臨ませていただいており、現地を見せていただいているという形の中で進めさせていただきます。

まずは、現地を見ていただいて、特別委員会を経て、地元の委員さんとして大谷委員さんの御意見もございましたら、申し上げていただきたいと思っております。

3 番

3番、大谷でございます。

私も、農業委員会事務局のほうから現地を見るということで、一応見に行ったんです。そうしたら、あんばいつくっておらず、草ぼうぼうで、せんとしようがないような形になっているので、それまたちょっと聞いてみたら、「私、体ぐあい悪いさかいに、ようせん」やとか、いろんな形で言っているの、水利組合さんとか現地の近所の人を聞いたら、同意するよという話でございましたので、私としては現地を見させていただいて、農地で置いておくよりも、これも一つ市からの御意見でございますので、許可してあげたらええかなと、さように思う次第でございます。どうもお願いしておきます。

会 長

ありがとうございます。

今、地元の委員さんとして大谷委員から意見を述べていただいたところでございますが、ほかに御意見ございませんでしょうか。

どうぞ、友田委員。

1 4 番

友田です。皆さん方に、ちょっと時間が長くなるかもわかりませんが、質問を、今、项目的にはたくさんあります。全部やろうとは思っていませんので、またよろしく申し上げます。

市長からの諮問という話ですけれども、我々は何もこの話は聞いていないんですね。病院建設計画というのはわかりますけれども、この中に今回の案件については一切出ていないんですね。これは、そやけど、この問題についてはいつから出たのかね。もともとこういう話があったのか無かったのかというたら、無いように思うんやけれども、突然に降ってきたような話だと思えるんですけれども、その点は、病院建設計画とともに、この駐車場計画というのはどういうふうになっているんですか。とり

	あえず一つずついきましょう。
会 長	農業委員会としては今回初めて聞くようなことですので、そのことにつきましてでは農林課から説明を願います。
	どうぞ。
農 林 課	農林課の藤里でございます。
	委員さんおっしゃるとおり、本件に関しては病院建設計画とまた別で、切り離して、職員駐車場、職員のスタッフ用駐車場として、先ほど申し上げましたとおり、病院に近い場所に立地したいというようなところで、夏ごろからお話があったところでございます。
	以上でございます。
1 4 番	そなん聞いていない。こういう計画はなかったんや。なぜつくったんやと言っている。それを何で、あんたどこ、受けたんや。
農 林 課	よろしいですか。農林課の藤里でございます。
	委員さんおっしゃるよう、本件に関しましては新病院計画室の計画でございます。我々としては、書類のほうをいただきまして、農用地が除外できるかどうかというところのみを判断したところでございます。
	以上でございます。
会 長	どうぞ。
1 4 番	それやったら、あんた、きょう、ここへ病院計画室を連れてきて説明ささなあかんちゃう。あんたら来て説明できるのか。
会 長	どうぞ。
農 林 課	農林課の藤里でございます。
	今回は農用地除外の案件ということもございまして、農林課のほうで対応させていただいたものでございます。
	以上でございます。
会 長	どうぞ。
1 4 番	だからって、計画にないものを勝手に、あんた、自分ら、計画にないものを計画つくっていくのか。それが農林課か。質問に答えてくれるのは嬉しいけど。
1 番	農林課からと違うんやろ。向こう、病院から来た話。どこの話や。
農 林 課	もう一回よろしいかね。
会 長	はい。
農 林 課	すみません。環境産業部農林次長、濱田でございます。
	本件につきましては、事業計画等々というものにつきましては本課、農林のほうは全く把握できていない状況でございますけれども、この度土地利用者からの申請と除外申請理由並びに先ほどお話ございました病院からの土地利用に対する意見書というんですか、理由書をもって農林のほうで除外に対する案件として法律に突き合わせた結果、このたび諮問として農業委員会のほうに御提案させていただいた次第でございます。事業の詳細等々については、詳しくは農林としては判断、把握ができていない

という状況でございます。

以上でございます。

会 長
1 4 番

どうぞ。

それやったら、あんたんとは、きょうはここでこういう質問があるともないとも考えんとやってきたということやな。質問が、もしこれがあるというんやったら、こんなことできへんやろ。違うんかい。一々答弁しているけれども、あなた方の範囲じゃないやろ。受けただけの話で、受けたやつを説明してくださいと言ったら、よう説明せんやろ。したら、おかしなるわな。そんな案件をここへ持ってくるんやったら、それなりの人をやっぱり連れてこなあかんちゃう。それが1つですね。

時間、余りこればかりとれませんで、そういうことで、私は、計画をされてきていないものを突然計画で上げられても、また市の副申というんですか、今、会長がおっしゃられましたように、意見をつけてという、これは、意見をつけるということは和泉市の病院計画の中に沿ってやっていくということやから、それはそれなりにやっぱりきちっとしてもらわないかんというふうに思いますので、その点を御理解いただきたいと思います。

すみません。たくさんあるので、ひとつずついきます。

これも、今、指定管理者が駐車場をつくって、この問題については計画変更が必要やと思うんですね。計画変更が何で必要かといったら、所有者さんが今回申請していると。これについては何ら問題ないんですけれども、そしたら、この土地から和泉市の土地へ入ってくる。これについては和泉市と所有者さんとの中で協議をせないかん問題になってきますね。

それと、もう一つ、徳洲会の職員がこれを使うとなると、おのずから、それも問題視されてくると私は思っているんですけれども、この点についても問題があると思うんですけれども、事務局のほうで答弁ができるんやったら、ちょっとお願いしたいと思うんですけれども。

事務局

事務局、飯阪です。

友田委員の指摘のとおり、指定管理の範囲につきまして私ども答弁できる立場にはございませんし、まして、総務課が窓口になるかと思いますが、和泉市と地域と所有者、あるいは、そこに契約等々どんなふうな形でという、契約書等々ですね、その辺はちょっと我々も把握していないのは実情でございます。

1 4 番

もうちょっと続いてやります。

これは農林に聞きますけれども、駐車場の台数が250台と聞いているんやけれども、250台はええとして、中央線から出入りするわけですね。250台なのか、300台なのか、もつとなのか、わからんけれども、その出入り口は大変危険なところですよ。歩道があるし、信号はないし、そんなところへ250台も入れたら、毎日のように出入りが激しくなると思うんですけれども、その点について、交通ルールからすると、やっぱり私は警察と協議をして、きちっとせないかんと思うんですけれども、いうたら、信号をつけるなり、警備員を立てるなり、その他いろいろとあると思

うんですけれども、その辺の協議はどこまで進んでいるんですか。

会 長 農林課、お願いします。

農 林 課 農林担当の濱田でございます。

確かに委員おっしゃるとおり、和泉中央線に250台以上の車の往来があるということになりますと、非常に問題等々もあるのかなというふうには考えられるところでございますが、本件にいたしましては事業の計画、その運用等々におきましては整備に関する具体的なところ、また協議等々、開発に伴う協議に関する具体的なものまでは把握していないところございまして、この場での回答には御提示することはできないのかなと思うところでございます。

以上でございます。

会 長 どうぞ。

1 4 番 結局、いうたら、道路上の問題で危険な場所ですよ。そういうところを安易に勝手に条件に合っているからできるというような格好ではいかんと思うんです。市民の安全を考えるならば、そこを基本に、どういう状況になるかというのを考えてやっていただきたい。これが信号のそばから出るとか、間口がどっと広いとか、その辺のいろいろ条件もあろうと思うんですけれども、見たところ、そうでもないというふうに思うので、その辺のところもきちっと考えてやっていただいいていくべきやなかったかなと思ったりしております。

会 長 いろいろ御意見を伺っているところでございます。農林課も回答していただいているわけでございますが、ただいま友田委員さんからの御質問の中での確に答えが出ない部分もあるやに思うわけございまして、いわゆる事業計画の必要性やそれについての確実性、それで権利関係等々についてももう少し農業委員会の意見を聞くという形の中では、具体的にただいまの質問にも答えられるようにしていただいた上で御提案いただきたいなという。今回におきましても、言うてきてもろた、こんなやつたら、これで却下というんじゃないくて、継続審議というような形の中で、もうちょっと慎重審議させていただかないと、きょう、この場で決めるということができないかなと、かように思う次第でございますが、皆さん、いかがでございますか。

3番 そうですね。継続審議で。

会 長 継続審議で、もうちょっと農林課のほうも、ただいま御質問いただいたことについて具体的にこれはこうやったとかというようなことは説明できるようにしていただかないと、委員の皆さん方も御納得いただけないかなと、かように思うわけでございますので。

1番 そやけど、この案件は、農林課に出てきたら、農林課も審議せなあかん。そこからまた農委やけれども、その以前の問題だ。

会 長 そう、以前の問題やけれども、その以前の問題をクリアしてきてもらわな。私とこらのは言うてもろたさかい、審議しているだけのことで、委員の皆さんはやな……。

3番 友田委員なんかはもう聞いてはるし、こんな話ですという。農業委員会、この土地をどういうふうに、調整で置いておくか、農用地で置いておくんかという話を、黙っ

て草だらけして置いておくんやったら、農用地を解除して次のステップへ行ってもうたほうがええと思うんやけれども。

会 長 決まりがつくというようなあれもありますね。

3番 農業委員会の審議はそこだけやと思うんやけれども。

会 長 それと、お互いの自分とこの地区で同じような問題が出てきたときに農振を外してくれるんかいというのが、持ち帰ったときに自分とこの担当地区のことについてもお考えをいただかないかんかと思うわけでございまして。

3番 事情が変わってくるから。

1 4番 ちょっとすみません。

会 長 どうぞ。

1 4番 すみません。もちろん農振地域、私は横山ですから、横山は、皆さん御存じのように、たくさんの農振地域を持っているわけですね。今までから農振地域を外してほしいわけですよ。ところが、外さないんですね。外せない、外さない。

私の土地も農振地域が入っていましたけれども、大体、外してもらうのに十二、三年かかりました。なぜかというて、我々は、きょうの質問の中にもあるんですけども、農振地域に何で入れたかというたら、わしとこの家は無人防除をするために農振地域に入れた。ところが、無人防除が廃止になったら、もう農振地域じゃないわけですよ。無人防除を一番先に廃止したときには、ずっと外してくれたんですね。それを時間がたつごとに外さなくなったんですよ。こんな問題がずっと残って、私や私の周辺のところでも大変困っているんですね。

また、村の中でミカンをつくって農振地域があるわけですね。ここは真ん中やから、農振地域を外されない。うちは家を建てたいんや。ところが、農振地域やから、それはぐあい悪いと言って、断固として前へ進めてくれないんですよ。聞いたら、皆さん御存じのように、ミカンに予防したら、隣近所、家ばかりですよわね、その地域は。農薬が皆、家の中へ入っていきますやん。

文句を言われますやん。それでも農振地域やと言って頑張るんです。できません。ところが、こんなところが、聞きましたら、1年ほど前にそういう申請をして農振地域を外す。「五つの、問題がないですから、外します」。我々のところはどうなんですかと言ったら、外せないと言うんですよ。これ、おかしいでしょう。みんな同じような条件でやってくれはらへんのですよ。そこは、端はいけますよ、真ん中はだめですよ。何の意味があるんですか。保全するために、大阪府がうるさいと言う。言うことは大体決まって、私もいっぱいやってきましたので、そんな条件ばかりなんですよけれども、なかなか外せないですね。

皆さん御存じのように、農振地域を外そうと思ったら、大体、我々の地域は大きいから、5年に一回の農振地域の改正のときに「外しますわ。考えますわ」と言う。5年たって、「ちょっと無理ですよ」、また5年先に延ばされたり、そんなんしてずっと来ているんです。ここは、そんなこと関係なしに、市がやるから、はい、そうですかと言ってやるわけですよ。それも含めて私は、市の計画がそういうふうにあるんや

から、それも含めてきちっとやってくださいよと言っています。

和泉市にとっては、税金がたくさん上がるもので、それはありがたいことだろうと思いますけれども、そんなことで、やっぱりそれだけではいけないなと思ったりして、今回は、この農振地域を外すについてはちょっと簡単にはうんと言えませんがということで、きょうは質問させていただいていますので、よろしく御理解してください。お願いします。

会 長 御意見ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんですか。

どうぞ。

1 1 番 これは特別審査会でも言いましてんけれども、これは告示するのと言ったら、ここ、告示しますということでしたね。

会 長 はい、そうですね。ここが通って、ここで仮に丸が出て、そこから大阪府へ出て行って告示と、こういうふうな形になりますですね。

1 1 番 ところでね、私、都計審もやっているんですけども、今まで農用地を外す場合は農業ができなくなったと、そやから申請される、そういう人とか、そういう人ばかりでしたね。

ところが、今回の場合は、市が買うんですか、それとも徳洲会に貸すんですか。

1 番 全部借りるんやな。

会 長 借りるんです。

1 1 番 そしたら、今の地図に出ておりますやろ。茶色のやつは、これは市街化区域やから、すぐでも即決で駐車場になりますわね。

会 長 いえいえ、調整区域の土地や。まだこれ……。

1 1 番 とおさなくてもいけますね。

会 長 調整です。

1 1 番 調整区域ですか。

会 長 はい。今先ほど農林課のほうから説明ありましたように、茶色に塗っておりますけれども、これの分は、まだこれから後で、ここへ出てきた分を許可するかどうかというのをまた審議していただかないかん。

1 1 番 市街化区域じゃないですね。

会 長 はい。

1 1 番 市街化区域の農地じゃないですね。調整区域ですね。

会 長 はい、そうです。

1 1 番 わかりました。

農 林 課 すみません。計画区域の位置は、ちょっと市街化区域も……。

会 長 入っているの。

農 林 課 入っている、はい。市街化区域と調整区域のちょうど線引きの間でして、ダブると……。

1 1 番 思うんやけれどもね。

農林課	はい。
11番	都計審が結果出してないのに、農林課から我々の農業委員会に出してくるということは、ちょっと先走り過ぎじゃないかなと思うんです。都計審でここは農用地から外しますよという形で出てきた場合は審議にかけてもいいですけども、都計審はこの農用地を外す場合は、1,000平米の土地を観音寺地区でこしらえることには許可はおりないでしょう。
会長	どうぞ。
農林課	すみません。農林課の藤里でございます。 ちょっと整理させていただきましたら、こちらの着色させていただいている農用地区域に関しましては調整区域の農用地区域になってございます。 はい。ただ、そしたら、駐車場の予定地の敷地の全てが調整区域かと申し上げましたら、一部、市街化区域の土地も部分的にはあるかなというふうに推測されるものでございます。
11番	これの赤い部分、載っていますよね。
農林課	はい。
11番	農用地、観音寺、ありますよね。
農林課	はい。
11番	そのほかにも近くにあるんですか。離れているということはないんでしょう、農用地が。
農林課	そうですね、はい。
11番	続いているわけでしょう。
農林課	はい。そうですね。当該地でしたら、お隣の南側の土地が農用地区域というところで把握してございます。
11番	そないして、あつたら、観音寺地区も農用地の内容を都計審で審査せないかんわけですよ。違いますか。間違っているかどうか知らんけれども、私、都計審にずっと行ってたんだけれども、必ず審査してから農業委員会に来ているんですけども。
農林課	すみません。農林課です。 農用地除外に関しましては、都計審の管理が必要やというところは認識してございませんので、再度確認だけさせていただきます。
会長	いろいろただいま御質問いただきましたように、農林課のほうから出している分につきましてはちょっと不備な点もあるように思いますので、この分につきましては慎重審議していくという形で、継続審議という形で今回見送らせていただくという形でいかがかと思えます。
11番	それと、もう一つ、申請の途中にあるでしょう。納税猶予はうけてないですか。
会長	税金の問題ですね。これを除外したときには、さかのぼってせないかんとかというような形のことがついて回るわけでしょう。
農林課	ちょっとすみません。本課のほうで、納税猶予の関係等々というのは整理がなく、こちらのほう調査していない状況なので、また確認させていただきます。

会 長	<p>以上です。</p> <p>これで質問を終わらせていただきまして、この件につきましては、先ほどから申し上げておりますように、継続審議という形で慎重に審議していただきたいということでよろしゅうございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、8ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地の使用貸借権の解約について、農地使用貸借権の解約2件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。9ページを御参照ください。</p> <p>10ページ、報告第2号 農地法第5条の規定による受理の取消について、受理取り消し届1件に関する届け出を受理したので、報告する。11ページを御参照ください。</p> <p>12ページ、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので、報告する。13ページを御参照ください。</p> <p>14ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件、専決により受理したので報告する。15ページを御参照ください。</p> <p>以上で議案のほうは終わりました。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>閉会時間 15時40分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p> <p>会 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------